

第10号議案

豊川市国民健康保険条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊川市国民健康保険条例（昭和36年豊川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条中「58万円」を「61万円」に改める。

第26条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第4項及び第5項中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市国民健康保険条例第20条並びに第26条第1項、第4項及び第5項の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額及び保険料の減額に係る所得判定基準額を引き上げる必要があるからである。